

<助成金、生命保険診断書、高額療養費制度、医療費控除について>

地方自治体・勤務先助成金の申請

作成料；申請書 1 枚につき、1,100 円(自費)

持参いただく物

①受診等証明書(ご夫婦の氏名、生年月日等を鉛筆でご記入しご提出下さい)

②助成対象の領収書

作成期間は約 2～3 週間程度です。

※助成対象(年齢、回数制限等)、申請期限はご自身の自治体へ確認をお願いします。

診断書(生命保険等)

作成料；1 枚につき 7,700 円(自費)

持参いただく物

① 内容確認チェックシート(当院ホームページからダウンロードしていただくか、当院設置場所にあります)

② 診断書

記載内容が 1 枚の用紙に入らない場合は、生命保険会社へ事前に記載方法の確認をお願いいたします。

(例：当院で別紙を添付するなど)

作成期間は約 2～3 週間程度です。

★郵送希望の方へ

レターパック or 切手を貼った返信用封筒をご準備ください。※但し郵送事故等の責任は一切負いかねます。作成料は、銀行振込 or 現金書留(手数料含)でお願いいたします。入金確認後の郵送(返却)となります。

◎受診日以外で書類を持参、もしくはご来院できず郵送を希望される場合は、事前にお電話下さい。

高額療養費制度

高額療養費制度は医療費が高額になっても自己負担限度額までの支払いとなる仕組みです。

(自己負担限度額は世帯収入によって決められており、1 カ月単位で計算します)

限度額定証のご提示 or マイナンバーカード受付で利用可能です。

申請等は、社会保険の方は加入している保険組合、国民健康保険の方は市町村区役所の窓口にお問い合わせください。

※マイナンバーカードの場合は、毎回高額療養費制度を提供する=限度額に同意する を選択してください。

なお、事前に限度額をご提示いただけない場合、または限度額超過後にご提示いただいた場合は、通常通り保険請求(3割自己負担)でお支払して、後日ご自身で保険組合もしくは市町村(区役所)に高額療養費の申請をしていただく必要があります。

※多数該当はご自身で申請して下さい。

※保険診療外のもの(先進医療)は対象外となります。

医療費控除

その年の 1 月 1 日～12 月 31 日までの 1 年間に、税金を納める本人と生計を一にする親族が支払った医療費が一定額を超えたときに、所得控除を受けることができます。詳しくは国税庁のホームページをご参照下さい。

～何かご不明な点がございましたら、受付スタッフまでお尋ねください～